

実施機関の認定要件並びに更新要件

実施機関の認定については、検定実施細則第4条により下記のとおり定められている。

また、更新については認定期間中において検定試験未実施の実施機関は、更新を行わない。

実施細則第4条

- 1 検定実施機関の認定及び取り消しは、検定委員会にて行う。
- 2 検定試験を行う場合、級別の「検定実施届」を提出しなければならない。
- 5 検定に必要な級別試験官を登録することにより、検定実施機関となることができる。

1.実施機関の認定要件について

判断基準

- 事業基盤が検定に相応しい。
- 人的基盤が確立している。

本件を判断基準とし、かつ、継続的、安定的に検定を実施できる。

以上のことことが証明されれば、実施機関として認定する。

以下にて判断し、具体的な認定の要件は「届け出用紙」への記載事項にて確認する。

事業基盤	人的基盤	継続的・安定的実施
事業内容が検定実施機関として相応しいこと。	各級の指定された指導者級資格保持者が確保できること。	検定の実施 1年間の実施予定が確立していること。
電話応対教育等の実績があること。	試験を適切に実施するための組織体制及び責任体制を整えていること。	

※人的基盤の組織体制及び責任体制は、代表者・責任者・担当者体制を確認する。

※組織体制及び責任体制を明確にするため、代表者・責任者・担当者は、別の方を記載する。

代表者・・・業務委託契約締結者

責任者・・・検定責任者として、誓約書にサインして頂きます。

担当者・・・検定担当者として、HPの担当者欄にお名前を掲載いたします。

2.届け出用紙への記載事項について

実施の概要

- ① 実施級 ／ 3級・2級・1級
- ② 実施形態 ／実施機関内(企業内)もしくは 実施機関外

実施機関の概要

- ③ 実施機関名
- ④ 実施機関の設立年月日
- ⑤ 本社住所
- ⑥ 実施機関住所
- ⑦ ホームページアドレス

事業基盤の確認

- ⑧ 実施機関の事業内容 (電話応対教育関連事業を行っているかの確認)
- ⑨ 電話応対教育の実績 (研修事業・コンクール等の審査委員・応対コンサルタント等の実績の確認)

人的基盤の確認

- ⑩ 指導者名
※ 4・3級／指導者級資格保持者 1名以上、
2級／指導者級資格保持者 2名以上、
1級／指導者級資格保持者 3名以上、を確認する。

⑪試験を適切に実施するための組織体制及び責任体制

- ・代表者名
- ・実施責任者／役職・氏名
- ・担当者／役職・氏名・電話番号・メールアドレス

継続・安定的実施の確認

- ⑫検定実施の計画書 研修・試験計画・実施体制
- ⑬検定実施の実績書 実施回数・受験者数・合格者数 *更新時のみ